

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(社会福祉士及び介護福祉士法)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができる。
 - ☆ たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、法制化されるまでは一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されていた。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
 - ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
 - ☆ 具体的な行為については省令で規定
 - ・ たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・ 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆ 具体的な養成カリキュラムは省令で規定
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆ 一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆ 認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆ 医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆ 研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
- 登録の要件
 - ☆ 医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆ 記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆ 具体的な要件については省令で規定
 - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

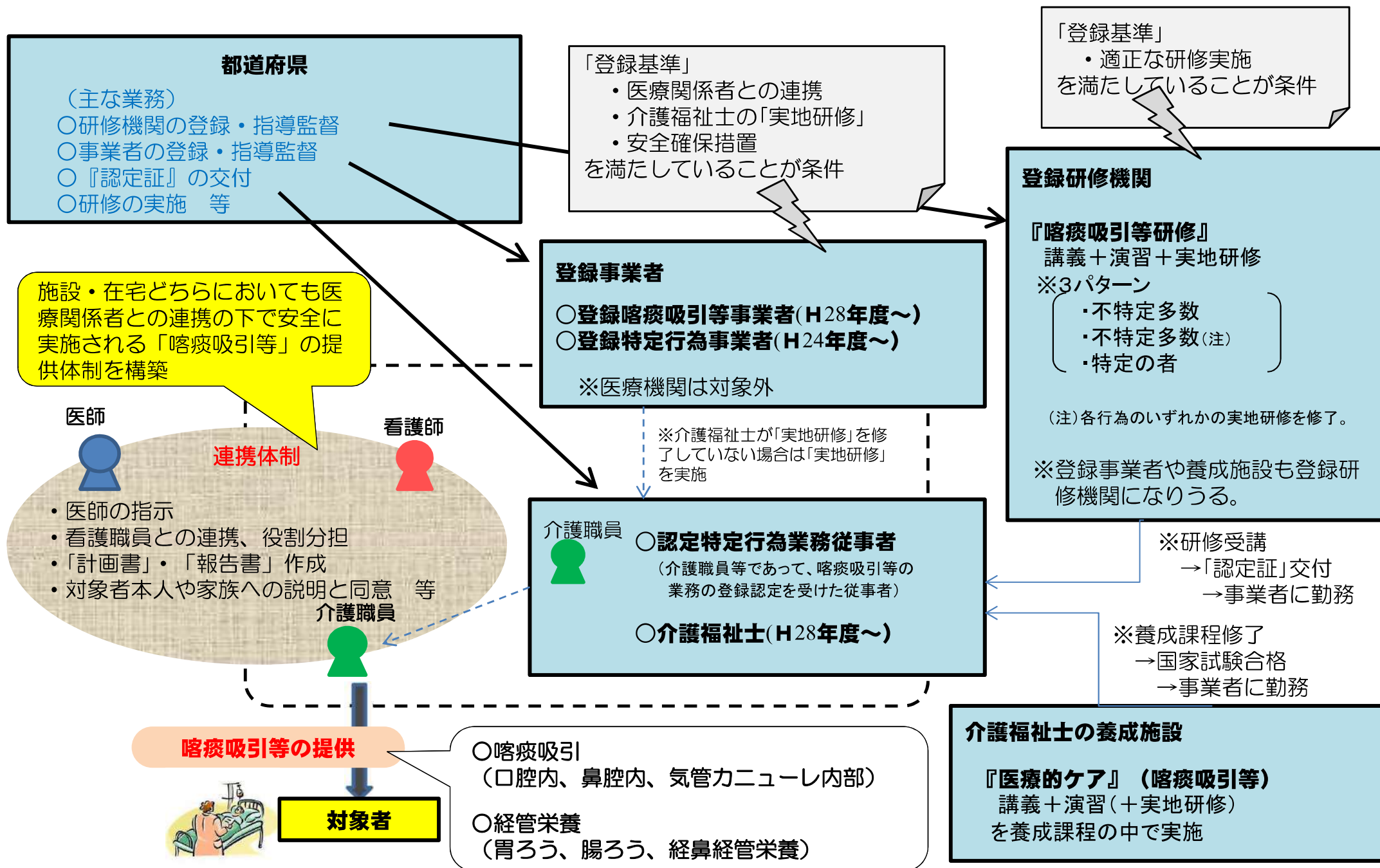
- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、等)
- ・ 障害者支援施設等(生活介護、グループホーム、等)
- ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)、等)
- ・ 特別支援学校
- ※ 医療機関は対象外

出典：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行
 - (介護福祉士については平成28年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 法制化前にたんの吸引等を実施している者が、法制化後も引き続き当該行為を実施できるよう経過措置を整備

制度（喀痰吸引等）の全体像〔概要〕



※事業者登録後の注意点(変更届提出・登録更新申請)

- ・ 設置者、認定特定行為従事者の退職や新規採用、事業所の名称、業務方法書等の変更が発生した場合は変更届の提出が必要です。

設置者に係る事項を変更するときはあらかじめ、事業者の登録に係る事項は変更後10日以内に提出してください。（提出が遅れた場合は、遅延理由書を添付してください。）

尚、事業所の代表者（施設長）の変更に変更届の提出は必要ありませんが、安全委員会名簿等に名前の記載がある場合は提出が必要です。

- ・ 認定特定行為業務従事者認定証に行為の記載があっても、その行為が事業者登録されていない場合は、その行為を実施することはできません。

その場合は、登録更新申請書を提出し、事業者登録の行為の更新をお願いします。

登録日は毎月1日

提出期限は登録を希望する日の前々月の末日到着分までです。

詳しくは、和歌山県庁 長寿社会課のホームページをご覧ください。

第3号様式の2（第3条関係）

支店番号

年 月 日

支店名称 様

申請書受取場所 所在地
 支 店
 代表者

登録名称及び事業名称（登録名称及び事業名称）変更登録申請書

社団法人及び社団法人等第48条の5第1項及び第2項に定める事項を前掲の「登録名称及び事業名称」において変更し、及び前掲の第27条に定める事項（注）について、登録名称及び住所を変更したので提出します。

注

登録名称及び事業名称変更登録番号						
フリガナ			フリガナ			
変更前の名称			変更前の代表者			
事業名称の所在地	（郵便番号）		区		市	
	（ビル内名称等）					
サービスの種類			法人名			
電話番号 / FAX番号						

変更が発生する事項	変更内容の概要
1. 登録名称に係る事項 ① 名称変更の理由 ② 名称変更の経緯 ③ 名称変更の承認 ④ 事業目的の明確化 ⑤ 法人の統括的発展を図るため	（変更前）
2. 登録名称以外の事業名称（登録特定行為事業名）の変更に係る事項 ① 名称変更の理由 ② 名称変更の経緯 ③ 名称変更の承認 ④ 事業目的の明確化 ⑤ 法人の統括的発展を図るため	（変更後）

年 月 日

年 月 日

[illegible]